

# 施工体制確認評価方式

# 08年度から対象拡大

安値応札防止省

1億円以上、主要工種以外も

国土交通省は、施工体制確認型総合評価方式による入札の対象工事を、08年度から拡大する方針を固めた。対象金額を現行の2億円以上から1億円以上に引き下げるとともに、適用工種を一般土木、PC（アラストーレス・コンクリート）、鋼構上部の主要3工種以外にも広げる。06年12月に緊急公共工事品質確保対策（ダンピング受注防止策）を打ち出した後、収束に向かっていた低価格入札が再び増加傾向になり、工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せといった懸念が出ていることから、対象拡大で安値受注に伴う不安の払拭すべく狙う。08年度事業の執行通達に盛り込み、全地方整備局発注工事に適用する。

同省は、自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟」（会長・古賀誠選対委員長）が07年12月に政府に提出した提言に対する回答で、施工体制確認型総合評価方式に採用すれば安値受注のしわ寄せが下請業者に及びにくく、同議連が求める工事の品質低下を予防やダンピング受注の防止にも効果があるとみ検討すべくとしていたが、

多くの地方整備局では現在でも、緊急公共工事品質確保対策に盛り込まれた範囲以上に、施工体制確認型総合評価方式を実施中。本省の通知範囲

内だけで行っている地方工事からは対象工事が広がる」となる。ただ、

対策の発表後、極端な安値受注は減少、06年度は10%あった低価格入札の発生率も3%台に落ちる結果となっていた。しかし、最近の導入を防衛省が表明したほか、農水省が対象金額を9000万円に引き下げる方針を盛り込んでおり、国交省以外にも同

対策を取り入れる発注者は増加中だ。緊急公共工事品質確保対策の発表後、極端な安値受注は減少、06年度は10%あった低価格入札の発生率も3%台に落ちる結果となっていた。しかし、最近の導入を防衛省が表明したほか、農水省が対象金額を9000万円に引き下げる方針を盛り込んでおり、国交省以外にも同

対策を取り入れる発注者は増加中だ。緊急公共工事品質確保対策の発表後、極端な安値受注が再び増加する傾向にある。施工体制確認型総合評価方式は、加算点のうち技術評価点が最大で10点設定できるほかに、施工体制評価点として30点がある。調査基準額以下だと30点の獲得が難しく、積累的に低価格の低下に歯止めをかける効果が出している。